

佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金
～申請の手引き～

令和8年4月

佐世保市市民生活部市民安全安心課

目次

第1	事業の概要	P1
第2	補助事業の流れ	P2
第3	事前協議書の提出	P3
第4	補助金等交付申請書類の提出	P4
第5	変更申請書の提出	P6
第6	実績報告書の提出	P7
第7	請求書の提出	P8
第8	注意事項	P9
第9	様式・記入例	P10
第 10	Q&A	P28

第1 事業の概要

1 防犯カメラ設置事業費補助金の目的

自主防犯活動の一つとして、犯罪の発生を未然に防止するために「町内会又は地区自治協議会（以下、町内会等という）」が防犯カメラを設置する費用に対し、市が補助を行うことで、地域の防犯力向上を図り、もって市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現に寄与する目的としています。

2 補助の対象となる防犯カメラ

犯罪の発生を未然に防ぐため、公道その他不特定多数の者が往来する公共の場（市が設置する施設を除く）を常時撮影するものが対象となります。

※以下の目的で設置する防犯カメラは補助金の対象とはなりません。

- （１） 個人住宅、駐車場、ゴミ収集所など、個人や団体の資産を管理する目的とするもの
- （２） 特定の個人の行動を監視する目的とするもの

3 補助対象者

町内会等

4 補助対象事業

町内会等が佐世保市内に防犯カメラを設置する事業

5 補助対象経費

原則として、1町内会等あたり1台を補助の対象とします。

- （１） 防犯カメラ、専用柱等の購入費用
- （２） 表示板等に要する費用
- （３） 防犯カメラ等又は表示板等の設置に関する費用

※以下の経費は、対象とはなりません。

モニターのみの機能を有する機器、パソコン、ダミーカメラの購入費用、機器のリース費用、電気代等の維持管理費、機器の修理費

6 補助金の額

補助対象経費の2分の1で、上限は、15万円

第2 補助事業の流れ

1 意向調査票の提出依頼 佐世保市



2 意向調査票の回答 町内会等



3 設置場所等の検討(関係機関への相談含む) 町内会等、関係機関



4 事前協議書の提出 町内会等



5 補助金等交付申請書提出に向けた事前協議 佐世保市、町内会等



6 補助金等交付申請書類の提出 町内会等



7 町内会等へ補助金交付決定通知 佐世保市



8 防犯カメラ設置実施(設置工事施工) 町内会等



9 実績報告書提出(設置工事完了後) 町内会等



10 町内会等への補助金等確定通知 佐世保市



11 請求書提出 町内会等



12 町内会等へ補助金支払い 佐世保市

毎年8月頃に翌年度の防犯カメラの設置意向について調査します。

事業を実施するにあたり、予定件数等を把握する必要がありますので、設置の可能性がある町内会等は必ず提出してください。

設置の意向を表明された場合でも予算の関係上補助を行えないことがあります。

第3 事前協議書の提出

◎事前協議を行う際には、以下の書類を提出してください。

〈提出書類〉

- 1 事前協議書【参考様式(要綱第7条関係)】(P10 の例を参照)
- 2 見積書の写し
※設置後に修理等が必要となる場合もありますので、できるだけ佐世保市内の業者に見積りを依頼してください。
※2者以上から見積りを徴取してください。
- 3 防犯カメラの仕様が分かる書類
- 4 防犯カメラの配置図(P11 参照)
- 5 防犯カメラの設置図面(P12 参照)
- 6 防犯カメラ設置箇所の現況写真(P13 参照)

これらの書類に基づいて、補助金等交付申請書の提出に向けた事前協議を行います。

第4 補助金等交付申請書類の提出

◎事前協議が終わって、補助金の交付申請を行う際には、以下の書類を提出してください。

〈提出書類〉

- 1 補助金等交付申請書【様式第1号(規則第3条関係)】(P14 参照)
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 見積書の写し
- 5 防犯カメラの仕様がわかる書類
- 6 防犯カメラの配置図(P11 参照)
- 7 防犯カメラの設置図面(P12 参照)
- 8 防犯カメラ設置箇所の現況写真(P13 参照)
- 9 防犯カメラの設置運用規程
(「町内会等が設置する防犯カメラの運用に関するガイドライン」参照)
- 10 防犯カメラを設置しようとする場所の管理者等の設置承諾書又は占用許可等が得られていることがわかる書類(P18 参照)
- 11 防犯カメラを設置することについて、町内会等における合意が形成されていることを示す書類(P19～20 参照)
- 12 防犯カメラの撮影区域内全ての住民等の同意が形成されていることを示す書類(P21～23 参照)

※4～8は事前協議書を提出した後に変更があった場合のみ

◎防犯カメラを設置しようとする場所の所有者に承諾をもらってください。

防犯カメラを設置しようとする場所の所有者に必ず承諾をもらってください。

- 1 土地の所有者が個人の場合…任意の様式により、承諾をもらってください。

※P16 参照

- 2 市の道路の場合……………4ページの5～8の資料を用意し、佐世保市土木管理課に相談のうえ、道路占用許可申請を行ってください。

(佐世保市ホームページ参照)

- 3 防犯カメラをNTT柱に設置しようとする場合…

添架には、いくつかの条件があります。添架申請については、以下の連絡先にご確認ください。

(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備管理担当(福岡) TEL:092-555-2648

※この時点では、まだ業者に発注しないでください。

補助金等交付申請書及びその他の書類の審査を行った後に補助金交付決定通知書を送付しますので、通知書を受領してから、業者に発注してください。

第5 変更申請書の提出(変更が生じた場合のみ)

◎補助金等交付申請書や添付していた書類の内容に変更が生じた場合は、以下の書類を提出してください。

〈提出書類〉

- 1 補助事業等変更承認申請書【参考様式(要綱第10条関係)】(P20参照)
- 2 変更しようとする書類
※補助金等交付申請書を提出した際に添付していた書類(P4参照)に修正がある場合は修正後の書類を提出してください。

〈変更申請を要する内容及び提出書類〉

変更申請を要する内容	提出書類
設置場所を変更したい	①補助事業等変更承認申請書 ②見積書の写し ③防犯カメラの配置図 ④防犯カメラの設置図面 ⑤防犯カメラ設置箇所の現況写真 ⑥防犯カメラの設置運用規程 ⑦防犯カメラを設置しようとする場所の管理者等の設置承諾書又は占用許可 ⑧防犯カメラの撮影区域内全ての住民等の同意が形成されていることを示す書類
事業にかかる経費を増やしたい	提出書類が必要な場合がありますので、市民安全安心課までご連絡ください。
事業にかかる経費を減らしたい	

※設置費用や設置場所に変更がある場合は必ずご連絡ください。

なお、変更申請に対しても市の審査があります。

第6 実績報告書の提出

◎防犯カメラの設置が完了したら、業者に費用の支払いを済ませてくだ
い。

◎事業の完了から 30 日以内又は実施した年度の3月末までに、以下の書類を提出してください。その後、佐世保市から補助金等確定通知を送付します。

〈提出書類〉

- 1 補助事業等実績報告書【様式第2号(規則第 11 条関係)】(P21 参照)
- 2 収支決算書
- 3 成果品又は成果を示す写真(設置した防犯カメラ等の現況写真)
- 4 補助対象事業に係る領収書等の写し
- 5 設置した防犯カメラにより撮影された画像の写し

第7 請求書の提出

◎補助金等確定通知を受領したら、すみやかに以下の書類を提出してください。

その後、指定口座へ補助金を振り込みます。

〈提出書類〉

- 1 補助金等交付請求書【様式第3号(規則第14条関係)】(P22 参照)
- 2 補助金等交付決定通知書の写し
- 3 預金通帳の名義欄の写し

第8 注意事項

◎防犯カメラの設置及び補助金の申請にあたっては、以下の注意事項を守ってください。

1 「防犯カメラ作動中」と記載された表示板の設置をご検討ください。

犯罪抑止効果を高めるため、看板等により防犯カメラを設置していることの表示をご検討ください。

2 プライバシーへの配慮を徹底してください。

「町内会等が設置する防犯カメラの運用に関するガイドライン」を確認の上、後述のQ&Aも参考にして、地域の合意形成や適切な運用に努めてください。

第9 様式・記入例

提出する日を記載してください。

参考様式（要綱第7条関係）

佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金交付に係る事前協議書

令和〇年〇月〇日

（あて先）佐世保市長

所在地 佐世保市八幡町□□番△号

団体名 ○〇町内会

代表者名 会長 佐世保 太郎

電話番号 ○〇〇 - ○〇〇〇

佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり事前協議書を提出します。

1 防犯カメラを設置しようとする場所

所在地	佐世保市△△番地
-----	----------

2 防犯カメラを設置しようとする理由

例1：令和〇年〇月頃から小学生を狙った声かけ事案が頻発しており、犯罪を未然に防ぐため設置したい。

例2：犯罪は発生していないものの、夜間の人通りの少なさ、街灯の少なさから、犯罪の発生を危惧しており、未然に防ぐため設置したい。

3 関係機関へ相談した場合は、その内容

例1：〇〇小学校に設置場所等について相談を行う。

例2：〇〇防犯協会に設置場所等について相談を行う。

例3：警察（〇〇警察署、〇〇交番）に設置場所等について相談を行う。

※相談していない場合は、記入不要

4 添付書類

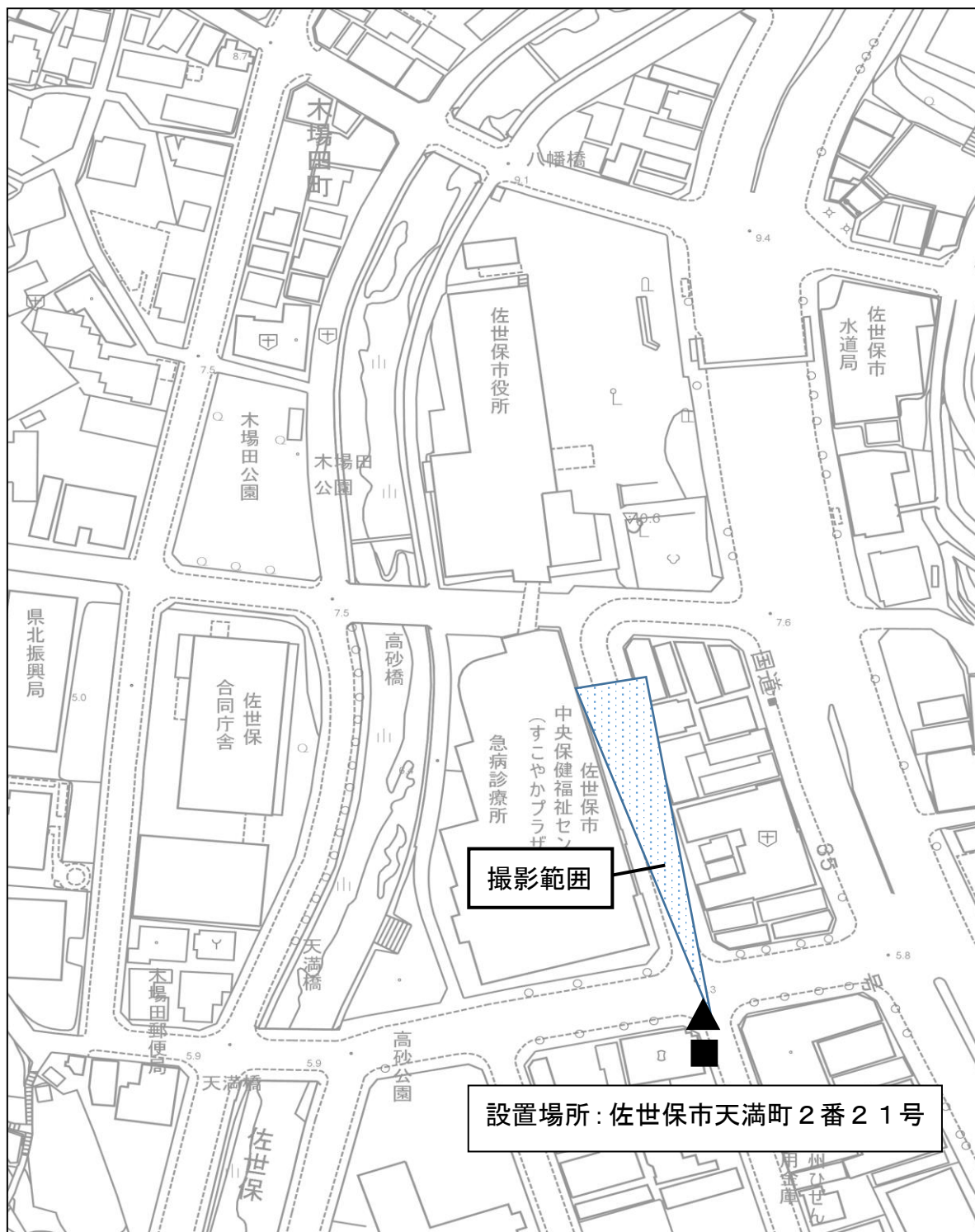
☒ 見積書の写し

☒ 防犯カメラの仕様がわかる書類
（機種名、画素数、記録媒体等を記載したもの）

☒ 防犯カメラの配置図、設置図面及び現況写真

添付した書類を確認し、チェックしてください。

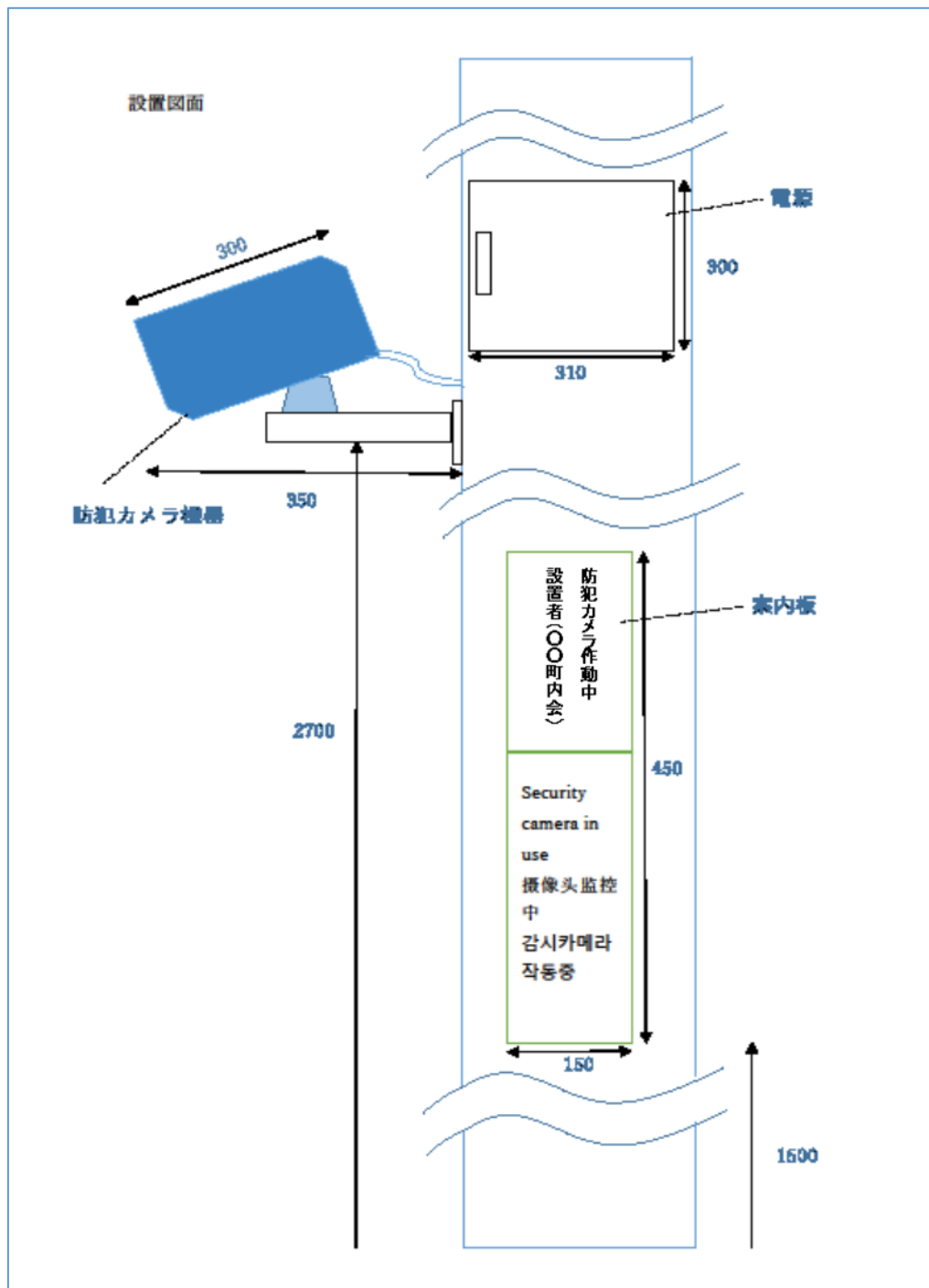
防犯カメラ配置図（作成例）



■ : 防犯カメラ

▲ : 表示板

防犯カメラの設置図面(例)



防犯カメラ設置箇所の現況写真(例)



記入例

提出する日を記載してください。

様式第1号（規則第3条関係）

令和〇年 〇月〇〇日

佐世保市長 様

申請者 住 所 佐世保市八幡町□□番△号

氏 名 〇〇町内会

会長 佐世保 太郎

補助金等交付申請書

佐世保市補助金等交付規則第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定を取り消すことについて同意します。

なお、誓約事項の事実確認のため、長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾します。

1 補助事業等の名称	佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金	
2 総事業費	補助対象経費の総額を記載してください。	300,000円
3 補助金等の額	上記経費の2分の1 上限額15万円（1,000円未満切り捨て）	150,000円
4 補助事業等の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 令和7年 □月△△日 完 了 令和8年 3月31日	
5 添付書類	① 事業計画書 ② 自己負担の方法及び金額を示す書類・収支予算書 ③ その他（ ）	
6 備 考	添付が必要な書類は、防犯カメラの①見積書の写し②仕様が分かる書類③配置図、設置図面及び現況写真④運用規程⑤設置場所の管理者等の設置承諾書又は占用許可等⑥町内会等の合意形成書⑦撮影区域内全ての住民等の同意書	

(裏面)

誓約事項

①私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。

②私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。

- (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
- (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
- (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
- (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
- (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
- (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

事業計画書

参考

令和〇年〇月〇日

佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金事業計画書

住 所 佐世保市八幡町□□番△号
団体名 ○〇町内会
代表者名 会長 佐世保 太郎

次のとおり、防犯カメラの設置を予定しているので、その計画書を提出します。

設置しようとする理由、目的	犯罪の未然防止と抑止効果を高めるため。
設置予定箇所	佐世保市八幡町△△番地
設置スケジュール	令和〇年〇月〇日 〇〇町内会による現地確認、検討 令和〇年〇月〇日 〇〇町内会総会（防犯カメラ設置の合意） 令和〇年〇月〇日 撮影範囲住民等から設置同意書を取得 令和〇年〇月〇日 道路占用許可書を取得 令和〇年〇月末（予定） 防犯カメラ設置

収支予算書

参考

収支予算書

(収入)

費 目	金 額	内 訳
市補助金	1 5 0, 0 0 0 円	佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金
自己資金	1 7 0, 0 0 0 円	
寄附金・補償金	0 円	
借入金	0 円	
計	3 2 0, 0 0 0 円	

(支出)

費 目	金 額	内 訳
設置工事費	3 2 0, 0 0 0 円	防犯カメラ ○○ 円 マイクロSD カード ○○ 円 表示板 ○○ 円 取付工事費用 ○○ 円 消費税 ○○ 円
計	3 2 0, 0 0 0 円	

住 所 佐世保市八幡町□□番△号
 団体名 ○○町内会
 代表者名 会長 佐世保 太郎

設置承諾書(※決まった様式がない場合)

参考

防犯カメラ等の設置に関する承諾書

**防犯カメラの設置について、土地
の管理者が承諾したという書類。**

令和 ○年 ○月 ○日

〇〇町内会

会長 佐世保 太郎 様

住所 佐世保市八幡町△△番地

氏名 八幡 次郎 (印)

(自署の場合は、押印不要)

次の所在地に、〇〇町内会が防犯カメラを設置することに承諾します。

所在地 佐世保市八幡町△△番地

所有者 八幡 次郎

条件 1 土地使用料は、無料とする。

必要に応じ、条件は変わります。

町内会等における合意が形成されていることを示す書類

参考様式（要綱第 8 条第 6 号関係）

町内会等における合意状況について

令和○年○月○日に開催しました令和○年度○○町内会総会におきまして、別紙総会資料のとおり、防犯カメラの設置について、町内会内の合意を得ています。

1 設置場所

佐世保市八幡町△△番地

2 設置台数

1 台

3 添付書類

別紙、議事録のとおり

令和○年○月○日

所在地 佐世保市八幡町町□□番△号

団体名 ○○町内会

氏 名 会長 佐世保 太郎

議 事 録

団体の名称

1 開催の日時

令和 年 月 日 時 分から 時 分まで

2 開催の場所

町内会・自治会・公民館・区・地区
(該当する箇所には○印)

3 議 題

○ 防犯カメラ設置の件について

市補助金（1／2）を活用して、防犯カメラを設置する。

4 出席会員

総会員 名中 名出席（うち委任状出席 名）

上記のとおり、会議を開催し賛否を諮ったところ〔満場一致・賛成多数〕で承認された。
(該当する箇所には○印)

本会議の議事の経過概要及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、議長並びに議事録署名人は署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

撮影区域内全ての住民等の同意が形成されていることを示す書類

(※①撮影区域内に住民宅や商店等がある場合)

参考様式（要綱第8条第7号関係）

令和○年○月○日

申請者

所在地 佐世保市八幡町□□番△号

団体名 ○○町内会

代表者名 会長 佐世保 太郎

防犯カメラの設置に関する合意形成及び同意証明書

町内会が設置する防犯カメラの撮影区域内全ての住民宅や商店等に対して、防犯カメラの設置について、説明を行い、同意を得ています。

1 設置場所

佐世保市八幡町△△番地

2 設置台数

1 台

3 添付書類

撮影区域内全ての住民や商店等の同意書（写し）

撮影区域内全ての住民や商店等の同意書

参考

〇〇町内会

会長 佐世保 太郎 様

防犯カメラの設置に関する同意書

〇〇町内会が、次のとおり防犯カメラを設置することについて同意します。

- 1 設置場所 佐世保市八幡町△△番地
- 2 設置台数 1 台

令和〇年〇月〇日

〈住所〉佐世保市八幡町△△番地

〈氏名〉八幡 次郎 印

(自署の場合は、押印不要)

撮影区域内全ての住民等の同意が形成されていることを示す書類

(※②撮影区域内に住民宅や商店等がない場合)

参考様式（要綱第8条第7号関係）

令和〇年〇月〇日

申請者

所在地 佐世保市八幡町□□番△号

団体名 ○〇町内会

代表者名 会長 佐世保 太郎

防犯カメラの設置に関する合意形成及び同意証明書

町内会が設置する防犯カメラの撮影区域内には住民宅や商店等はありません。

1 設置場所

2 設置台数

台

3 添付書類

なし

記入例(※変更があった場合のみ必要です。)

参考様式（要綱第10条関係）

補助事業等変更承認申請書

令和〇年〇月〇日

佐世保市長 様

申請者 住 所 佐世保市八幡町□□番△号
団体名 ○〇町内会
代表者名 会長 佐世保 太郎

令和〇年△月△日付で提出した補助金等交付申請書に変更があったため、次のとおり申請します。

1 指令年月日及び指令番号	令和〇年□月△日付 佐世保市指令〇市安第△号
2 事業等の名称	令和〇年度 佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金
3 補助事業の変更内容	例1：防犯カメラの設置場所の変更 例2：補助対象経費の減少
4 変更の理由	例1： 設置を予定していた場所と別の場所で犯罪が発生したため、当該場所へ設置場所を変更するもの 例2： 専用柱を新設予定だったが、経費削減のため、N T T柱への添架に切り替えたため
5 補助事業等の内容及び成果	防犯カメラの設置
6 着手年月日及び完了年月日	着 手 令和7年 □月△△日 完 了 令和8年 3月31日
7 添付書類	① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他（ 交付申請書の際に提出した資料のうち、変更があった書類を全て提出してください。

記入例

様式第2号（規則第11条関係）

令和〇年〇月〇日

佐世保市長 様

申請者 住 所 佐世保市八幡町□□番△号

氏 名 〇〇町内会

会長 佐世保 太郎

補助事業等実績報告書

佐世保市補助金等交付規則第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 指令年月日及び指令番号	令和〇年□月△日付 佐世保市指令〇市安第△号
2 事業等の名称	令和〇年度 佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金
3 総事業費	補助対象経費の総額を記入ください。 300,000円
4 補助金等の交付決定額	交付決定通知書の金額を記入ください。 150,000円
5 補助事業等の内容及び成果	防犯カメラの設置
6 着手年月日及び完了年月日	着 手 令和7年 □月△△日 完 了 令和8年 3月31日
7 添付書類	① 収支決算書 ② 成果品又は成果を示す写真 ③ その他（ ）
8 備 考	添付が必要な書類は、①補助対象事業に係る領収書等の写し②設置した防犯カメラにより撮影された画像の写し

収支決算書

参考

収支決算書

(収入)

費 目	金 額	内 訳
市補助金	1 5 0, 0 0 0 円	佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金
自己資金	1 7 0, 0 0 0 円	
寄附金・補償金	0 円	
借入金	0 円	
	0 円	
計	3 2 0, 0 0 0 円	

(支出)

費 目	金 額	内 訳
設置工事費	3 2 0, 0 0 0 円	防犯カメラ ○○ 円 マイクロSD カード ○○ 円 表示板 ○○ 円 取付工事費用 ○○ 円 消費税 ○○ 円
計	3 2 0, 0 0 0 円	

住 所 佐世保市八幡町□□番△号
 団体名 ○○町内会
 代表者名 会長 佐世保 太郎

記入例

様式第3号（規則第14条関係）

年 月 日	
佐世保市長 様	
申請者 住 所 佐世保市八幡町□□番△号 氏 名 ○○町内会 会長 佐世保 太郎 ㊤ (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
補助金等交付請求書(前金払・概算払)	
佐世保市補助金等交付規則第14条の規定に基づき、次のとおり請求します。	
1 指令年月日及び指令番号	令和○年□月△日付 佐世保市指令○市安第△号
2 補助事業等の名称	令和○年度 佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金
3 補助金等の交付決定額	交付決定通知書の金額を記入ください。 150,000円
4 補助金等の既交付額	年 月 日付け交付 円 年 月 日付け交付 円 計 0円
5 今回交付請求額	請求額(交付決定額)を記入ください。 150,000円
6 未交付額	0円
7 支払方法	窓口払い・口座振替(通帳記帳時の請求No.)
8 口座振替の場合の振込先	銀行名 十八親和銀行 支店名 佐世保市役所 支店 口座種別 普通・当座・その他() 口座番号 11111111 口座名義 ○○町内会 会長 佐世保 太郎 (カタカナ) ○○チョウナカイ カイチョウ サセボ タロウ
9 添付書類	① 補助金等交付決定通知書の写し ② その他(預金通帳の名義欄の写し)

第10 Q&A

Q1 意向調査票を提出しましたが、設置する防犯カメラについて補助を受けることができますか。（※令和8年度以降）

提出していただいた意向調査票は、翌年度における本事業の予算編成の参考とします。

予算の関係上、意向調査票を提出したすべての町内会等が補助を受けられるわけではありませんので、ご注意ください。

各年度における本事業の補助対象は1町内会に1台のみです。

Q2 事前協議書を提出しましたが、設置する防犯カメラについて補助を受けることができますか。

提出していただいた事前協議書を基に検討させていただき、本事業の予算の状況や各地区自治協議会の地区ごとの提出状況に応じて、補助対象予定者を選定します。

予算の関係上、事前協議書を提出したすべての町内会等が補助を受けられるわけではありませんので、ご注意ください。

各年度における本事業の補助対象は、原則1地区自治協議会につき1町内会となります。

ただし、予算の範囲内で一部の地区に提出が偏った場合は、同一地区自治協議会内で複数選定される場合があります。

Q3 どのような仕様の防犯カメラを選べばよいですか。

公益社団法人日本防犯設備協会が定める優良防犯機器認定基準(RBSS基準)に適合している製品または国、地方自治体等で導入実績がある製品が望ましいと考えます。

防犯カメラの機能を考慮した際に、佐世保市として推奨する防犯カメラの機能については、以下のとおりです。防犯カメラの選定の際には参考にしてください。

- ① 有効画素数200万画素以上の製品
- ② 赤外線暗視機能がついている製品
- ③ 防水、防塵機能がついている製品
- ④ 7日以上録画データを保存できる製品

Q4 防犯カメラの設置には、おおよそどれくらいの費用が掛かるのか。

設置費用は、施工方法等により違いがありますので、業者に相談していただきますようお願いいたします。

Q5 防犯カメラの設置について、なぜ団体の総意が必要なのか。

防犯カメラは、犯罪抑止の効果があるため、設置を望む声がある一方で、プライバシーに対する考え方の違いや設置費、維持管理費の負担など、地域内において様々な意見がある場合もあります。

不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域住民の方への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が特に必要です。

防犯カメラを設置したことにより、後々、トラブルが発生しないよう総会等で地域の方々の合意を形成していただいたうえで設置してください。

Q6 撮影範囲に決まりはありますか。

防犯カメラの設置にあたっては、住宅など私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

その際には、カメラの角度を調節するなど、住宅など私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしてください。

撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等に事前に説明を行って、同意を得てください。

Q7 すでに取り付けている防犯カメラの設置費用も補助の対象になりますか。

すでに取り付けている防犯カメラの設置にかかる費用は補助の対象となりません。意向調査及び事前協議後に補助金等交付申請書類を提出していただいて、交付決定を受けた防犯カメラ設置事業が補助の対象となります。

Q8 インターネットで購入した場合も対象になりますか。

対象とはなりますが、佐世保市内業者に見積り、発注することを推奨します。

事件が発生した際に、画像が利用できてこそ防犯カメラは役に立ちます。画質が悪くて役に立たない、いざ見返した時に、故障していて撮影できていなかったということがないように、設置にあたっては綿密に打ち合わせが行うことができ、定期的な点検やメンテナンス、故障した場合の修理を迅速に行うことができる佐世保市内の業者に発注することを推奨します。

Q9 町内会等で作成する防犯カメラの設置運用規程はなぜ必要ですか。

設置した防犯カメラを適切、効果的に活用することができるよう設置運用規程が必要です。

例えば、撮影した映像については「個人情報保護法」の対象となるため、誰にでも映像を提供してはプライバシーを侵害することになります。設置運用規程において、プライバシーに充分配慮し、どのような場合にどのような手続きにより映像を提供できるか等を定めることによって、映像の提供依頼があった場合に、設置運用規程に従って、適切に対応することができます。

※ 管理責任者は警察などによる捜査や行方不明者の安否確認など、原則として、「人の生命、身体、又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合」を除き、町内会等での閲覧及び第3者への情報提供はできません。

Q10 防犯カメラの設置について、問合せや苦情等を受けた時はどうすればよいですか。

防犯カメラの設置者として、迅速かつ誠実に対応していただく必要があります。
問合せや苦情には、設置運用規程に基づいて対応してください。

お問い合わせ・申請書提出先

佐世保市役所 市民生活部

市民安全安心課 交通安全・防犯・援護係

住所：佐世保市八幡町1－10

TEL： 0956－24－1111（内線2267）

FAX： 0956－25－9675